令和４年度

事　業　計　画　書

公益財団法人 大阪タクシーセンター

目　　次

Ⅰ　事業計画策定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ　公益目的事業
　１　適正化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　　（１）指導業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　　（２）研修・講習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　　（３）苦情及び遺失物調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　（４）タクシー乗場の設置及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　　（５）調査及び広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　　（６）優良事業者等評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　　（７）優良運転者表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　２　登録事務等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　３　試験事務事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

Ⅲ 収益事業
　１　登録用写真事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　２　用紙・教材等販売事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　３　共同休憩所運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　４　賃貸事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　５　自動販売機による飲料等販売事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

Ⅳ その他事業
　１　誘導案内整理事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　２　適性診断事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　３　インターナショナルビジターズタクシー事業・・・・・・・・・・・・・・１５

Ⅴ 組織と運営
　１　組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　２　職員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　３　職員の職務能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　４　本部建物・設備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　５　公認会計士等による監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

Ⅰ　事業計画策定の基本方針

令和４年度の公益財団法人大阪タクシーセンター（以下「センター」という。）事業計画の基本方針は、センターの基本姿勢である中立・公平に基づき、適正化事業、運転者登録事務事業、試験事務の着実な推進とし、次によりタクシー利用者の利便の向上と社会の安定を維持するために不可欠なタクシー事業の健全な発展に努める。

○　新型コロナウイルス感染症の感染予防対策については、引き続きセンター職員はもとより事業者並びに運転者の協力を得ながら積極的に取り組む。

○　WEB 会議や WEB 研修の導入、研修予約システムの再構築、外部への情報の発信、職員間の情報の共有、ペーパーレス化など IT 技術を活用した取り組みを進める。

○　2025 大阪・関西万博開催などで世界各地から来阪する多くの外国人がストレスなくタクシーをご利用できるよう、新任研修での訪日外国人接遇研修（英語）に加え、オンラインによる英語の研修を実施する。

○　タクシー乗場の誘導案内は、人を配置しての誘導案内から路面誘導サインに変更し、日英２か国語による案内表示により利用者利便を図る。

○　「タクシー利用者の選択性の向上」、「タクシー事業の資質の向上」などタクシー事業の業務の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保を目的とする優良事業者等評価制度の認定機関として令和４年度も引き続き取り組むとともに、評価制度の広報を積極的に行う。

一方、センターの財政運営状況は依然非常に厳しい状況にあることから、タクシー利用者の利便の向上とタクシー業界の発展に資する業務の緩急軽重を見極めながらこれまで以上に峻別することとし、併せて支出の見直しや職員の資質向上、業務環境の整備促進を図り、公益法人としての責任を全うするため的確な法人運営に努める。

事業ごとの計画は次のとおりである。

Ⅱ　公益目的事業

１　適正化事業

（１）指導業務

変化する情勢に対応するため、運輸局・支局、警察、業界団体と連携した計画的な業務推進と合同・自主街頭指導を実施するとともに、防止活動と是正指導の両輪で、規制地区やJR大阪駅をはじめとする重点指導場所、苦情場所など違法行為の発生に応じた指導員の効果的な運用を図り、適正化のための街頭指導を推進する。

また、違法行為の多発や喫煙マナー、ゴミのポイ捨てなど苦情に対しては、事案に応じ指導員を現場に派遣するとともに、輸送秩序確立連絡協議会（以下、一水会という。）での課題の情報共有、事業所訪問、センターホームページを活用した広報などで各事業所への周知徹底と運転者への指導要請を行うなど、街頭指導に加え、あらゆる機会を捉えた効果的な指導業務を推進する。

（ア）　情勢に適応した街頭指導

南・北規制地区をはじめ、JR大阪駅周辺など主要ターミナル周辺を重点指導場所として、違法行為の発生状況等を把握し、情勢に応じて指導員による固定配置とLED夜光チョッキを着装した夜間巡回による「見える街頭活動」で利用者を含めた街頭活動の周知を図るなど効果的な運用を図り、措置要綱に定められた不法駐停車等違法行為の防止及び是正のための指導を強化するなど情勢に応じた街頭指導を行う。

また、是正指導の都度、当該運転者の所属する事業所に対しては、運転者への指導教育を要請する。

なお、サインカーを運用した活動については、サインカーの老朽化（６月廃車）に伴い６月に休止する。

（イ）　苦情への的確な対応

タクシー運転者による不法駐停車や非衛生行為、喫煙マナー、ゴミのポイ捨てなどの苦情に対しては、指導員を派遣するなど迅速・的確に対応し、また、一水会での苦情内容の伝達、改善要請やホームページの活用などで事業所へ周知徹底を図り、タクシー運転者のマナー向上など事業の適正化を推進する。

（ウ）　関係機関等と連携した街頭指導

深夜の南・北規制地区周辺を最重点指導場所とし、二重駐車などの不法駐停車、不法乗入、指定乗場外乗車の防止及び違法行為に対する指導を行うとともに、運輸局・支局、警察、業界団体と連携して、合同・自主街頭指導を協働して取り組む。

なお、天満署の実施するタクシー交通事故防止啓発活動時においては、警察が配置するサインカーと連動した街頭活動を実施する。

（エ）　指導員の安全・円滑な業務推進

夜間活動時の夜光チョッキの着用など各種資機材を活用し、受傷事故防止に万全を期すとともに、指導員間の現場での連携、報告連絡を徹底して安全で円滑な業務を推進する。

（オ） 事業所訪問の実施

タクシー運転者の違法行為や苦情等の不適切行為に関して、職員を当該事業所に派遣して運転者への教育・指導要請を行うほか、研修・講習会の実施、苦情等の取扱いなど、センター業務についての意見交換を実施する。

（２）研修・講習

研修・講習については、タクシー運転者としての資質の向上、交通安全意識の高揚など、研修内容の更なる充実に努めるとともに、インターネットを活用したオンラインによる研修について、接客英語研修以外の新任研修等一般研修への導入を検討する。

（ア） 研修内容の充実

（ａ）接客研修の充実

・ 各研修（新任研修、現任研修、自主研修）で、マスク着用などの新しい生活様式に合わせた接客研修を実施する。

・ 高齢者、身障者に対する接客の充実と向上を図るため、ユニバーサルデザインタクシー車両を使用したより実践的なバリアフリー研修を実施する。

・ 2025 大阪・関西万博開催などで多くの外国人旅行者が大阪を訪れタクシーを利用することが予想されることから、引き続き、外国人講師による外国語講座を開催する。また、少しでも外国語で接客対応できるように新任研修等で行っている訪日外国人接遇研修（英語）に加え、オンラインによるマンツーマンの接客英語研修を実施する。

・ 利用者を快適に輸送するために、運転者として必要となるコミュニケーション力の更なる向上を目指したコミュニケーション能力向上講座を開催する。

（ｂ）高齢運転者の交通安全対策講習会の実施

タクシー運転者の高齢化が進む近年、高齢運転者の交通事故防止対策を管理者視点から考察し、指導、助言のポイント等を解説することを目的とした交通安全対策講習会を開催する。

（ｃ）高齢運転者安全運転研修及び個別研修の実施

「タクシー運転者のクオリティーアップと高齢者対策」に基づく研修については、高齢運転者安全運転研修、地理習熟及び接遇サービス向上研修を実施する。

（イ） 教材の充実と活用

各種研修教材の充実を図るとともに、タクシー事業者が実施する運転者教育を支援するため、視聴覚教材の貸出を無償で行う。

○ 貸出可能な教材ソフト

種　　別	巻数
交通安全教育用ＤＶＤ	14

（ウ） 研修・講習実施計画

研修・講習は、次のとおりとする。

［研修・講習実施計画］

○ 一般研修等

種　　別	対　　象		令和４年度計画数(人)	令和３年度見込み数(人)	令和２年度実績数(人)	受講料(円)
新任運転者研修	新たにタクシー運転者として採用された運転者	特定指定地域(４日)(大阪府Ａ地域)	1,090	878	852	1,800
		大阪府Ｂ地域(３日)	130	69	100	7,300
新任運転者研修	特定指定地域(大阪府Ａ地域)に単位地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者(２日)		10	3	18	1,500
新任運転者研修(地理研修)	特定指定地域又は指定地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者	特定指定地域(3 時間)(大阪府Ａ地域)	10	15	2	1,500
		大阪府Ｂ地域(3 時間)	15	9	13	
新任講習	登録の取消し等により再度登録を行うための有効な講習修了証を取得するための研修	特定指定地域(４日)(大阪府Ａ地域)	15	10	16	1,800
		大阪府Ｂ地域(３日)	5	1	0	7,300
命令講習	タクシー業務適正化特別措置法第 18 条の２の規定に基づく講習の命令を受けた者に対して行う研修	特定指定地域(２日)(大阪府Ａ地域)	5	0	3	1,500
		大阪府Ｂ地域(２日)	5	0	0	6,000
現任運転者研修	特定指定地域(大阪府Ａ地域)内のタクシー事業者間で異動した運転者(２日)		80	58	67	1,500
自主研修	特定指定地域(大阪府Ａ地域)内のタクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者(措置要綱に基づく研修を含む)	１日	520	398	224	1,500
		自主	140	107	110	1,500
		措置	380	291	114	1,500
		半日	260	199	198	800
自主(バリアフリー)研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	特定指定地域(大阪府Ａ地域)	60	57	39	300
		大阪府Ｂ地域(その他の地域含む)	50	56	140	1,300
出張バリアフリー研修	事業者団体及び事業者から要請を受けて事業者団体及び事業者の区域における研修受講者	特定指定地域(大阪府Ａ地域)	5	0	0	300
		大阪府Ｂ地域(その他の地域含む)	20	0	0	1,300
高齢運転者安全運転研修	ニンタク制度に基づく研修	特定指定地域(大阪府Ａ地域)	140	168	120	3,500
		大阪府Ｂ地域	80	87	78	4,000
地理習熟・接遇向上研修			5	0	0	1,500
指導主任者(補助者)研修	指導主任者及び補助者		150	71	67	1,500
特別（外国語）講座	英語(年３回(初級編２回、実践編１回))		30	－	－	2,500
コミュニケーション能力向上講座	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者		36	－	－	2,500
外国語接客オンライン研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者		30	10	－	－
高齢運転者交通安全対策講習会	タクシー事業者の指示により受講を申す出た管理者		36	10	－	－
職域研修	事業者の区域における研修受講者		1,700	0	0	センター規程による
合　計			4,487	2,099	1,937	

（エ） 指導主任者（補助者）研修の実施

各事業者の指導主任者（補助者）を対象に、タクシー運転者の資質を高め、輸送サービスの向上を図ることを目的とした研修会を開催する。

○ 研修会予定

名　　称	実施時期	令和４年度計画数(人)	令和３年度実績数(人)	令和２年度実績数(人)	受講料(円)
指導主任者(補助者)研修会	11 月	150	71	67	1,500

（３）苦情及び遺失物調査

タクシー利用者からの苦情及び遺失物調査については、電話とホームページによる24 時間の体制で対応し、受理した内容について迅速に調査等を行い適切に処理し利用者の利便を図る。

（ア） 苦情処理方針

（ａ）苦情及び要望の取扱い

受理後速やかに当該事業者に対して調査を要請し、措置要綱に基づく報告書の提出を求め、違反事実が確認された場合は再発防止に向けた指導を行う。

特に悪質重大な事案については、事業者に来所を求め事実関係の報告を受けたうえで再発防止に向けた指導を行う。

（ｂ）措置要綱に基づく原簿の管理

街頭指導において現認した違法行為、苦情処理において確認した違法行為については、措置要綱に基づき法人タクシー事業者原簿、個人タクシー事業者原簿及び法人タクシー運転者原簿に違反点数を登載し、同要綱に基づく違反点数に達した場合は近畿運輸局へ報告するとともに、当該法人タクシー事業者等へ通知するなど、確実な原簿管理を行う。

（イ） 遺失物調査処理方針

（ａ）調査手法

センターの遺失物処理システムの活用、警察のホームページによる拾得情報の確認、関係個所との緊密な連携により速やかな発見に努める。

（ｂ）利用者への注意喚起

タクシー運転者による利用者への声かけや車内確認、利用者が見やすい位置へのタクシーカードの備付けや４か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）表記による忘れ物の注意を促す「車内貼付用ステッカー」の貼付などについて、引き続き、事業者及び運転者へ要請する。

（ウ） 苦情事例集・感謝事例集の発行

タクシー利用者からのタクシー運転者に対する苦情申告内容を取りまとめた「苦

情事例集」、タクシー運転者による親切善行等を取りまとめた「感謝事例集」をそれぞれ年１回作成し、ホームページで公表する。

なお、同事例集は、センターでの研修で活用するほか、タクシー事業者に対し、社内教育等での活用について要請する。

（エ） 運行管理者講習の実施

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく活性化事業の一環として、運行管理者を対象に適切な運行管理の一層の推進・強化を図るための講習会を開催する。

○ 講習会予定

名　　称	実施時期	令和４年度計画数(人)	令和３年度実績数(人)	令和２年度実績数(人)	受講料(円)
運行管理者講習会	７月	150	－※	－※	1,500

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

（４）タクシー乗場の設置及び運営

タクシーを安全かつ快適に利用して頂くために、タクシー乗場の一層の整備、充実を図る。

（ア） 現況

センターでは、これまで利用者の利便性や安全性に留意しながら乗場を設置するとともに、乗場標識や上屋等の整備も進めてきた。

令和４年度も、既設タクシー乗場等の利用状況に留意しながら、乗場の見直し及び乗場施設等の改善に積極的に取り組んで行くとともに、利用度が著しく低く標識等の老朽化が認められる乗場については廃止を含めた整備を検討する。

○ 乗場等の設置状況

乗場＼区分		令和３年度設置数(箇所)（12 月現在）			令和２年度設置数(箇所)		
			上屋付	電照式		上屋付	電照式
近畿運輸局長指定乗場	大阪市内	42	3	12	45	3	13
一般乗場	大阪市内	108	25	12	110	25	12
	大阪市外	82	42	8	82	41	8
合　計		232	70	32	237	69	33

（イ） 取組

（ａ）乗場標識柱等の計画的な建替え

昭和に設置し、経年劣化した乗場標識柱及び上屋の建替えを計画的に実施する。

また、2025 大阪・関西万博の開催に向けて、乗場標識のピクト化を推進する。

（ｂ）乗車禁止地区における乗車禁止標識及び乗場標識の更新

平成 29 年 6 月 30 日のタク特法施行規則の一部改正により、乗車禁止標識及び乗場標識の図柄が変更された。

令和 4 年度は、交換作業が未了の南地の周防町通の更新を行う。

（ｃ）乗場施設の移設

難波高島屋前の交通広場の整備に伴う乗場施設の移設、また、御堂筋側道（道頓堀橋北詰交差点から難波交差点）の歩道化に伴う本線車道部分への統合移設については、関係機関と連携し、利用者がスムーズにタクシーに乗車できるように乗場の移設整備を推進する。

（ｄ）駅前広場整備に伴うタクシー乗場の設置

北大阪急行線の延伸による新駅・箕面萱野駅前広場及び南海高野線・初芝駅前広場の整備に伴い、タクシー乗場を設置する。

（ｅ）優良タクシー乗場設置に向けた乗場実態調査

優良事業者等評価制度の普及と充実を図るために必要と考えられている優良タクシー乗場選定のための、実態調査を必要により行う。

○　タクシー乗場の設置・見直し等実施計画

推進事業	実施内容	実施場所
タクシー乗場の設置	難波高島屋前公園化に伴うタクシー乗場の撤去と新設	南海なんば駅周辺 難波駅前・マルイ前撤去 (乗場標識２基撤去・乗場上屋２基撤去) 新川通乗禁標識撤去(標識６基撤去) マルイ西側御堂筋沿乗禁標識撤去(共架標識４基撤去) 南海なんば駅前待機場(待機場標識２基撤去) 乗場標識新設(標識２基設置) 乗場上屋設置(上屋１基)
	御堂筋側道歩行者空間化に伴う整備	御堂筋側道空間化制整備に伴う標識移設等 ・南地乗禁地区標識の移設(御堂筋東側：三津寺交差点～鰻谷交差点) 乗場標識　南１、11 号(２基の移設) 乗禁標識　御堂筋東側周防町交差点(２基の移設) ・センター設置乗場の移設 大丸本館前(１基の移設)・大丸北館前(撤去：本館前へ統合)
	箕面萱野駅前整備に伴う乗場設置	新たに延伸される地下鉄北大阪急行新駅(箕面萱野駅) 乗場標識１基・おりば標識１基・待機場標識１基 令和４年開業予定
	南海高野線初芝駅(南側)駅前広場整備に伴う乗場設置	乗場標識１基 おりば標識１基 待機場標識１基 令和３年中工事着工
	インテックス大阪　乗場移設	標識１基　移設
	優良乗場の設置に向けた実態調査と乗場の設置	優良乗場に適した乗場 数箇所
タクシー乗場の廃止	利用状況調査による廃止の検討	２箇所 守口ビル前(標識１基) ニュートラム・南港東駅(標識・上屋　各１基)
標識の整備(老朽化対策)	既存一般標識の補修･建替（老朽化とタク特法の一部改正による）	南地乗禁地区　４箇所(建替え) 乗場標識　４箇所(南４、17、18、26 号)
上屋の補修整備(老朽化対策)	既存上屋の補修・建替え	緊急災害対策等
大阪空港乗場誘導案内	誘導案内の改修	大阪国際空港タクシー乗場 路面誘導案内の追加・改修及び案内板等の改修

（５）調査及び広報

（ア） 調査

（ａ）利用者に対するアンケート調査

タクシー利用についての利用者意識と利用状況等を把握するため、利用者を対象としたアンケート調査を実施する。

調査の方法は、主要ターミナルや繁華街等の乗場で、はがきの配布（配布枚数15,000枚）による調査とセンターホームページによるＷＥＢ調査により行い、その結果をホームページで公表する。

○　アンケート調査

種別＼年度	令和４年度計画(件) (令和４年９月予定)	令和３年度(件) (令和３年９月15日から 令和３年10月31日まで)	令和２年度(件) (令和２年９月14日から 令和２年９月31日まで)
はがき	1,000	733	752
ＷＥＢ	100	109	47
合　計	1,100	842	799

（ｂ）タクシー利用状況調査

タクシー乗場の適切な運営及び利用者利便向上のため、特定指定地域内の主要タクシー乗場10箇所において、タクシー利用旅客の輸送回数や時間別・行先別の輸送状況等を把握するため調査を実施し、過去５年間の調査結果と比較分析した資料をホームページに公表する。

○主要タクシー乗場10箇所

・JR新大阪駅・北大阪急行千里中央駅・阪急大阪梅田駅・JR大阪駅

・南海なんば駅・南海堺東駅・近鉄大阪阿部野橋駅・京阪京橋駅・JR天王寺駅

（イ） 広報

（ａ）センターニュースの発行（隔月発行）

令和３年９月号から、ホームページによるWEB公開のみとしたことから、カラー表示で情報の提供が可能となった。

今後も、各事業者の事業運営に資するための情報の提供ができるように、更なる内容の充実に努める。

（ｂ）業務統計（月報）の公開

毎月の業務実績を取りまとめ、翌月のホームページで提供する。

（ｃ）ホームページの運営

業務内容の紹介、定款、事業計画及び予算等の情報公開、苦情や忘れ物に係る受付、各種調査結果を掲載している。さらに情報内容を精査するとともに、パソコンのワイド画面やスマートフォン対応等、リニューアルを検討する。

（ｄ）センター通信の発信

ＦＡＸ、インターネットを活用し、警察からの交通情報、道路管理者からの道路情報、センターから情報などを確実かつ速やかに発信する。

（６）優良事業者等評価制度

大阪市域交通圏及び北摂交通圏に営業所を有するタクシー事業者を対象に、業務の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とした同制度の推進に努める。

なお、更なる利用者の利便の向上を図るため、優良タクシー乗場設置に向けた利用者の意見を収集するための調査、優良運転者の増員を図るための方策に取り組むとともに、利用者へ制度の広報を積極的に行う。

○　優良事業者等評価制度認定状況

区別＼年度		令和３年度 （令和３年11月末時点）	令和２年度 （令和２年３月５日時点）
法人	認定事業者	89	80
	大阪市域交通圏	83	
	北摂交通圏	6	
	表示票交付事業者	54	46
	大阪市域交通圏	49	
	北摂交通圏	5	
	登録運転者	10,157	9,447
	選定運転者	1,641	1,085
個人	事業者	2,501	2,509
	表示票交付事業者	1,955	1,894

注：北摂交通圏とは、北摂交通圏に本社の所在地を有する事業者をいう。

（７）優良運転者表彰

利用者に対する親切善行、交通事故による負傷者や急病人の輸送等による人命救助、犯人逮捕の協力などタクシー運転者の模範となる行為を顕彰する。

なお、表彰対象者には、表彰状の授与と記念品の贈呈並びにタクシー車内に掲出する「優良運転者章」「優良個人タクシー事業者章」を交付する。

○　優良運転者表彰

種別＼年度	第19回・令和３年度 受賞者数	第18回・令和２年度 受賞者数
法人タクシー運転者	18(11)	29(12)
個人タクシー事業者	1	1
受賞運転者合計	19(11)	30(12)

（　）内は、法人事業者数を示す。

２　登録事務等事業

国土交通省所管の登録ネットワークシステムの運用を厳重かつ慎重に取り扱い、ID及びパスワードにより厳重にセキュリティ管理を行う。

○　登録事務等事業実施計画

［大阪府Ａ地域］

項目＼年度			令和４年度計画数(人)	令和３年度見込み数(人)	令和２年度実績数(人)	手数料額(円)
有料	運転者の登録	新規登録	1,050	872	858	2,000
		再登録	200	176	270	2,000
	登録運転者証の交付等	運転者証交付	2,250	2,362	2,297	2,000
		運転者証訂正	4,700	4,558	4,519	1,300
		運転者証再交付	30	41	35	2,000
	事業者乗務証の交付等	事業者乗務証交付	90	120	132	2,000
		事業者乗務証訂正	630	600	693	1,300
		事業者乗務証再交付	5	2	5	2,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	30	30	46	450
	業務経歴証明	業務経歴証明	60	61	56	450
合　計			9,075	8,822	8,911	－
無料	登録の消除及び効力停止	職権消除	1,800	1,837	1,847	－
		消除申請	120	158	174	－
		効力停止	20	17	23	－
	登録事項の変更	免許証更新	4,800	4,215	4,554	－
		事業者変更	1,000	1,314	1,169	－
		住所変更	700	746	750	－
		氏名変更	10	10	10	－
		免停届出	220	184	265	－
		事業者住所・名称変更	100	535	268	－
	返納	運転者証返納	3,200	3,254	3,672	－
		事業者乗務証返納	200	185	244	－
合　計			12,170	12,455	12,976	－

［大阪府Ｂ地域］

項目 ＼ 年度			令和４年度 計画数(人)	令和３年度 見込み数(人)	令和２年度 実績数(人)	手数料額 (円)
有料	運転者の登録	新規登録	120	70	104	2,000
		再登録	10	10	15	2,000
	登録運転者証の交付等	運転者証交付	160	138	210	2,000
		運転者証訂正	475	429	432	1,300
		運転者証再交付	2	2	2	2,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	0	0	0	450
	業務経歴証明	業務経歴証明	0	0	0	450
合　計			767	649	763	－
無料	登録の消除及び効力停止	職権消除	180	180	178	－
		消除申請	20	20	42	－
		効力停止	0	0	1	－
	登録事項の変更	免許証更新	480	437	436	－
		事業者変更	30	58	56	－
		住所変更	45	53	56	－
		氏名変更	2	1	4	－
		免停届出	6	6	8	－
		事業者住所・名称変更	0	19	58	－
	返納	運転者証返納	300	312	396	－
合　計			1,063	1,086	1,270	－

３　試験事務事業

法令、安全、接遇に係る学科試験及び指定地域内の道路・地名等の所在地に係る地理試験の内容の充実を図り、適切かつ公正な試験事務を行う。

○　法令・安全・接遇に関する試験並びに地理に関する試験

試験 ＼ 年度	令和４年度 計画数(人)	令和３年度 見込み数(人)	令和２年度 実績数(人)	受験料 (円)
法令・安全・接遇に関する試験	1,150	928	927	3,400
地理に関する試験	1,550	1,190	1,169	3,400

Ⅲ　収益事業

1　登録用写真事業

運転者証・事業者乗務証の交付申請等に必要な証明写真事業の運営を行う。

［大阪府Ａ地域］

区分／項目	令和４年度計画数(人)	写真利用率(%)	撮影見込み数(人)	撮影料金(円)
運転者証交付	2,250	74	1,665	1,000(3枚1組)
運転者証訂正	4,700		3,478	
運転者証再交付	30		22	
事業者乗務証交付	90		66	
事業者乗務証訂正	630		466	
事業者乗務証再交付	5		3	
合　計	7,705		5,700	

［大阪府Ｂ地域］

区分／項目	令和４年度計画数(人)	写真利用率(%)	撮影見込み数(人)	撮影料金(円)
運転者証交付	160	52	83	1,000(3枚1組)
運転者証訂正	475		247	
運転者証再交付	2		1	
合　計	637		331	

2　用紙・教材等販売事業

登録、研修並びに優良事業者等評価制度関係の販売事業を行う。

○　登録関係

区分／種類	令和４年度計画数(人)	令和３年度見込み数(枚)	令和２年度実績数(枚)	販売価格(円)
運転者証用ケース(ポリカーボネイト)	2,700	2,185	2,577	150
運転者証用ケース(プラスチック)	500	600	630	80

○　研修関係

区分 / 種類	令和４年度 計画数	令和３年度 見込み数	令和２年度 実績数	販売価格・ 手数料(円)
研修教本※1	5 冊	2 冊	5 冊	800
乗務員マニュアル※1	30 冊	2 冊	25 冊	300
コミュニケーションシート※1	30 枚	3 枚	10 枚	100
地理の手引※2	1,280 冊	890 冊	896 冊	800
地理試験問題例集※2	500 冊	464 冊	504 冊	500
ＵＤテキスト※2	1,300 冊	1,051 冊	1,124 冊	1,500
４か国語表記ドア開閉ステッカー	30 枚	0 枚	30 枚	50
証明・謄本等	110 件	138 件	201 件	100

※１　「研修教本」「乗務員マニュアル」「コミュニケーションシート」は研修時に配布
※２　「地理の手引き」「ＵＤテキスト」は研修時に販売

○　優良事業者等評価制度関係

区分 / 種類	令和４年度 計画数(枚)	令和３年度 実績数(枚)	令和２年度 実績数(枚)	販売価格 (円)
優良表示票（マグネットシート）	2,000	954	638	150
優良表示票（カード）	2,000	932	588	30

注：令和３年度実績数は、令和３年 12 月末現在。なお、優良表示票は、令和３年度に新たに購入された枚数であり、認定運転者数とは合致しない。

３　共同休憩所運営事業

タクシー運転者の福利厚生を目的に設置している桜川共同休憩所の運営を行う。

○　共同休憩所設置状況

名　　称	所　在　地	敷地面積	建物の構造等	座席数等	駐車台数
桜川共同休憩所	大阪市浪速区 桜川 3-7-18	992.13 ㎡	鉄骨２階建		
			1 階 食堂他	―	一般車用 10 台
			2 階 休憩所/トイレ他	2 階休憩所 20 席(7 テーブル)	タクシー用 20 台

４　賃貸事業

センター４階事務室及び桜川共同休憩所１階部分の賃貸事業を行う。

５　自動販売機による飲料等販売事業

センター１階駐車場・２階休憩室内、桜川共同休憩所に設置している自動販売機の運営を行う。

Ⅳ　その他事業

１　誘導案内整理事業

業務の効率化等を図る観点から案内人を配置しての誘導案内事業を一時休止する。

なお、タクシー乗場においては、看板等による案内表示を設置しているところであるが、乗場直近において、必要により路面誘導サインで旅客の利便性向上を図ることとする。

２　適性診断事業

旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている、初任診断・適齢診断・特定診断Ｉの診断事業を実施する。

○　適性診断

種別＼年度		令和４年度 計画数(人)	令和３年度 見込み数(人)	令和２年度 実績数(人)	診断料 (円)
旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている適性診断	初任診断※1	350	311	339	4,500
	適齢診断※2	1,250	1,132	1,177	4,500
	特定診断Ｉ※3	12	5	4	9,000
合　計		1,612	1,448	1,520	

※１　初任診断：新たに雇い入れたタクシー運転者が対象
※２　適齢診断：65 歳以上のタクシー運転者が対象
※３　特定診断Ｉ：重大事故を惹起した運転者が対象

３　インターナショナルビジターズタクシー事業

運転者の認定に係る外国語・観光・接遇などの実務研修と認定試験を実施する。

また、研修所において開催している外国語研修を受講した運転者や上記の実務研修を受講した運転者などを対象としたにオンラインよる英語研修を実施する。

○　認定に関する実務研修・認定試験・認定運転者

種別＼年度	令和４年度 計画数(人)	令和３年度 実績数(人)	令和２年度 実績数(人)	手数料 (円)
実務研修受講者	30	8	－※	5,000
認定試験受験者	30	8	－※	2,000
認定運転者	30	7	－	－

※　新型コロナウイルス感染症の影響により中止

○　オンライン（スカイプ）研修

対　　象	令和４年度 計画数(人)	令和３年度 実績数(人) (令和3年12月現在)	令和２年度 実績数(人)
外国語(英語)講座を受講した運転者を対象に、外国人旅行者に対してタクシー運転者として必要な会話ができることを目指し、スキルアップを希望する運転者 （毎週２回・年４期制(無料)	120	49	69

Ⅴ　組織と運営

１　組織体制

令和４年度の組織体制は次のとおりとする。

課所＼年度	令和４年度（人）	令和３年度（人）
役　　員	2	2
総　務　課	6	5
企　画　課	3	4
登　録　課	3	3
研　修　所	8	8
指導業務課	３３	—
（旧：業務課）	—	5
（旧：指導課）	—	３０
乗場管理課	3	3
合　　計	５８	６０

２　職員の健康管理

定期健康診断の受診やメンタルヘルス対策を行い、心身の健康状態の把握と健康管理に努める。

３　職員の職務能力の向上

知識や技術を向上させるための外部講座の受講や職場内研修を実施する。

４　本部建物・設備の整備

老朽化が進む箇所の修繕及び経年劣化が進む空調設備の更新を計画的に行う。

また、センター内のネットワーク構築に必要な機器を整備し、業務の効率化・省力化を図り、生産性を高める。

５　公認会計士等による監査

決算書が、公正妥当と認められる会計基準に基づいて適正に作成されていることの確認を受けるため、公認会計士による監査を受ける。

また、センター業務遂行上発生するさまざまな問題等に対して、早期解決を図るための専門的な知識を有する弁護士との顧問契約を継続する。